(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法に規定する地域支援事業として、小樽市が実施する独居高齢者等給食サービ ス事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、栄養バランスのとれた給食の提供を手段とした見守りを行うことにより、高齢者が要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、小樽市とする。なお、事業の実施については、事業を適正に運営することが可能と 認められる法人等(以下「受託者」という。)に委託することができるものとする。

(事業の内容)

- 第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。
  - (1)週1回利用者の居宅等に配食すること。
  - (2) 食事の配達時に利用者の安否確認を行い、健康状態等に異常が認められる場合は緊急連絡先や関係機関への連絡等を行うこと。

(対象者)

- 第5条 事業の対象者は、次に掲げる者とする。
  - (1) 65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯に属する高齢者
  - (2) その他市長が必要と認める者

(利用の申請及び決定)

- 第6条 事業を利用しようとする者は、小樽市独居高齢者等給食サービス事業申請書(様式第1号)を市長に 提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、事業を利用することの可否を決定し、小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により、当該申請者へ通知するものとする。

(利用の変更)

第7条 利用者は、事業の利用内容に変更があるときは、小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用変更届出書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(利用の休止及び廃止)

- 第8条 利用者は、事業を利用しない日があるときは、事前にその旨を受託者又は町内会その他の地域団体の配食担当者に連絡しなければならない。
- 2 利用者は、第5条に規定する要件に該当しなくなった場合又は事業を利用する必要がなくなった場合は、 原則として、事業の利用を廃止する10日前までに小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用廃止申出書(様 式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用者負担)

第9条 利用者は、1食につき食材料費及び調理費相当分の費用を負担するものとする。 (情報交換)

第10条 受託者は地域団体等との連携を密にし、情報交換を行うものとする。 (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(小樽市給食サービス事業実施要綱の廃止)

- 2 小樽市給食サービス事業実施要綱は、廃止する。 (経過措置)
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の小樽市給食サービス事業実施要綱の規定によりその利用の決定を受けている者については、第6条の規定による利用の決定を受けた者とみなす。

附則

- この要綱は、平成20年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年5月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年8月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年9月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 元年6月1日から施行する。

# 小樽市独居高齢者等給食サービス事業申請書

(宛先) 小樽市長

小樽市独居高齢者等給食サービス事業の利用について次のとおり申請します。

=							年	月	日
申請者	住	所	小樽市	町 丁目	番	号	方書		
1 (利用する人)	ふりか 氏	がな名				電話	(	)	
る人	生年月	日	明治・大正・昭	和年	月	日	年齢		歳
世	帯の状況	己	□ 独居高齢者	世帯 🗆 高齢	静者のみの <sup>・</sup>	世帯 □ 2	その他(		)
酉己	食方法	Ę	□ 自宅へ個別個	?食 □ グル	~一プ分を言	よとめて配:	食(		)
曜	望の曜日に(		月 火 水	木 金	土目	種 類 どちらかに〇	昼	食・	夕食
利用	希望事業	<b>美者</b>							
	、本書に		情し、安否の確認のた た私の個人情報を、 )署名		する者に提供	けること	に同意し		
緊急連絡先	住	所				申請者			
援 先	氏。	名			日中の 連絡先	(	)		
とに	に同意しま	す。	私の個人情報を、小	同 意			年	月	日
	緊急連絡先の方の署名 <sup>※1</sup>								各できます。) 
(申請	代行者諸と違う	名称 住所		Ę	<b>氏名</b>	話(	関係		
	に記入)	,,/,	•				,		

 指令第
 号

 年
 月

 日

様

小樽市長 印

### 小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用決定(却下)通知書

先に申請のあった給食サービス事業の利用について、下記のとおり決定(却下)したので 通知します。

記

### 1 決定

利用者	住所				
	氏名			電話	
配食内容		配食方法			
当日	及內谷	曜日		種類	
配食業者				(連絡先)	
3%	住所				
緊急連絡先	氏名			関係	
先	連絡先				

#### (事業目的)

この事業は、給食の提供を手段とした高齢者の見守りを行い、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるよう支援することを目的としております。

(注意事項)

- ・見守りが目的のため、給食は原則、利用者本人が受け取ることになります。
- ・配食時に安否が確認できない場合は緊急連絡先に連絡します。配食日に留守にするときは、 町内会の配食担当者又は配食業者にお知らせください。
- ・食中毒を防ぐため、ご飯・おかずなどを別の容器に移さないでください。
- ・配食された後は早めに食べてください。食べ残したものは、翌日食べないでください。

### 2 却 下

(理由)

### 小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用変更届出書

(宛先) 小樽市長

小樽市独居高齢者等給食サービス事業の利用について次のとおり変更したいので届け出ます。

_										年	月	F
利用者	1	住	所	小樽市	Ħ		町 丁目		番			号
		ふり; 氏	がな 名									
	í	電	話	(		)						
利用事業者												
変更年月日							年	月		日カバ	う変更	
	)	1	利用事	業者	新しい事	業者名						
変	番号に	2	配食	内容	月・	火・水	·木·金	・土・日	/	昼食	<b>き・</b> 夕食	-
変更後の内容は	○をつけて	3	住	所	小樽市		町 丁目	番	号	方書 ·		
	て変更後の内容を	4 緊急連絡先		住所 氏名 ※緊急連絡	各先の人か	変わる場合は	軍 署名(自署又に		Ŕ	<b>ごさい</b> 。		
连 :	記 入	5	その	他								

(注)変更後の内容については、配食業者等関係機関に提供します。

	名称	氏名		関係
提出代行者				
(利用者と違う 場合に記入)	住所		電話(	)

# 小樽市独居高齢者等給食サービス事業利用廃止申出書

(宛先) 小樽市長

小樽市独居高齢者等給食サービス事業の利用について次のとおり廃止したいので申し出ます。

								年	月	日
	住	所	小樽ī	Ħ		丁目 町	番		号	
利用者	ふり 氏	が な 名								
	電	話	(		)					
利用事業者										
廃止年月日					年	月	日			
				利用者が	ぶ医療機関に	入院したた	.め			
				利用者が	が施設に入所	「したため				
廃止の理由		3 利用者が市外に転出したため								
該当する番号に○		4	利用者が	家族と同居	計したため					
	とつけてくか		5	利用者が	死亡したた	<u>-</u> め				
			6	その他	(				)	

	名称	氏名	関係
提出代行者			
(利用者と違う 場合に記入)	住所	電話(	)
700 H - H - H - H			